

国民健康保険料計算方法（令和6年度）

◎国民健康保険料は世帯主様に課税されます。

（世帯主様が社会保険、後期高齢者医療制度等に加入されている場合（擬主世帯）でも、世帯主様に課税されますが、料額については、国民健康保険料に加入されている方のみで計算されます。）

◎国民健康保険料の構成

- ・ 医療分…医療機関に支払う診療報酬分
- ・ 支援分…後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が納めるもの
- ・ 介護分…40歳～64歳までの人にかかる全国の介護保険サービスの状況に応じて支払う給付金分

上記の医療分、支援分、介護分には以下の4つが含まれます。

- ① 所得割…国保加入者の前年の総所得金額等に応じて賦課される額
- ② 資産割…国保加入者の固定資産税額に応じて賦課される額
- ③ 均等割…国保加入者の人数に応じて賦課される額
- ④ 平等割…国保世帯に一律に賦課される額

◎計算方法

	医療分	支援分	介護分
所得割	$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43\text{万円}) \times 4.60\%$	$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43\text{万円}) \times 2.37\%$	$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43\text{万円}) \times 1.68\%$
資産割	固定資産税額 $\times 26.98\%$	—	—
均等割（1人につき）	25,900円	14,600円	14,900円
	7割軽減世帯 7,770円	7割軽減世帯 4,380円	7割軽減世帯 4,470円
	5割軽減世帯 12,950円	5割軽減世帯 7,300円	5割軽減世帯 7,450円
	2割軽減世帯 20,720円	2割軽減世帯 11,680円	2割軽減世帯 11,920円
平等割（1世帯につき）	19,400円	—	—
	7割軽減世帯 5,820円		
	5割軽減世帯 9,700円		
	2割軽減世帯 15,520円		
1世帯あたりの限度額	650,000円	240,000円	170,000円



各項目の合計額が当年度の料額となります

◎保険料の軽減制度

- ・ 所得が一定以下の世帯への軽減
前年中の所得が一定金額（軽減判定所得金額）以下の世帯については、所得額に応じて均等割、平等割が軽減されます。
- ・ 軽減判定は世帯主、国民健康保険者および特定同一世帯所属者（国民健康保険被保険者から後期高齢医療被保険者に移行した者）全員の前年の所得の合計によります。
- ・ 軽減措置は、前年の所得申告が済んでいれば、自動で判定されます。**所得申告がない場合は、軽減されません。**収入がなかった方や遺族年金・障害年金などの非課税所得のみだった方も、町・県民税または国民健康保険料の申告が必要となります。

軽減の割合	軽減の基準
7割軽減	総所得金額43万円 + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
5割軽減	総所得金額43万円 + (29.5万円 \times 被保険者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
2割軽減	総所得金額43万円 + (54.5万円 \times 被保険者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

※ 給与所得者等とは、給与所得者または、年金所得を有する者をいいます。

◎軽減判定所得について

○軽減判定所得金額 = 前年中の総所得金額等（※1） + 専従者給与（控除）額（※2） - 軽減判定上の純損失の繰越控除額（※3）

（※1） 総所得金額および山林所得、分離課税所得の合計額。退職所得は含みません。

（※2） 事業主は青色専従者給与額、事業専従者控除を必要経費として控除せずに判定します。また、専従者が事業者から支払いを受けた給与（専従者給与）は軽減判定所得には含みません。

（※3） 軽減判定上の純損失の繰越控除額は、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」とは別に計算します。